No.266　2021/7/15

1 Minute News

TEL　０３（６４０２）９５５５
FAX　０３（６４０２）９５５６
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

相続税・贈与税の納税義務者と課税範囲（令和３年４月１日以後）

Q　亡くなった方（＝被相続人）が外国人の場合、もしくは相続人が外国人の場合、相続税はかかるのでしょうか？また、海外に資産がある場合でも、日本で相続税がかかる財産として申告の対象となるのでしょうか？

解説

令和３年の税制改正で一定の在留資格を持つ外国人の課税範囲が変わりました。なお、この改正は、**令和３年４月１日以降の相続または贈与から適用されます**。

１．　相続税と贈与税の納税義務者と課税範囲

【相続税及び贈与税の納税義務者と課税範囲】

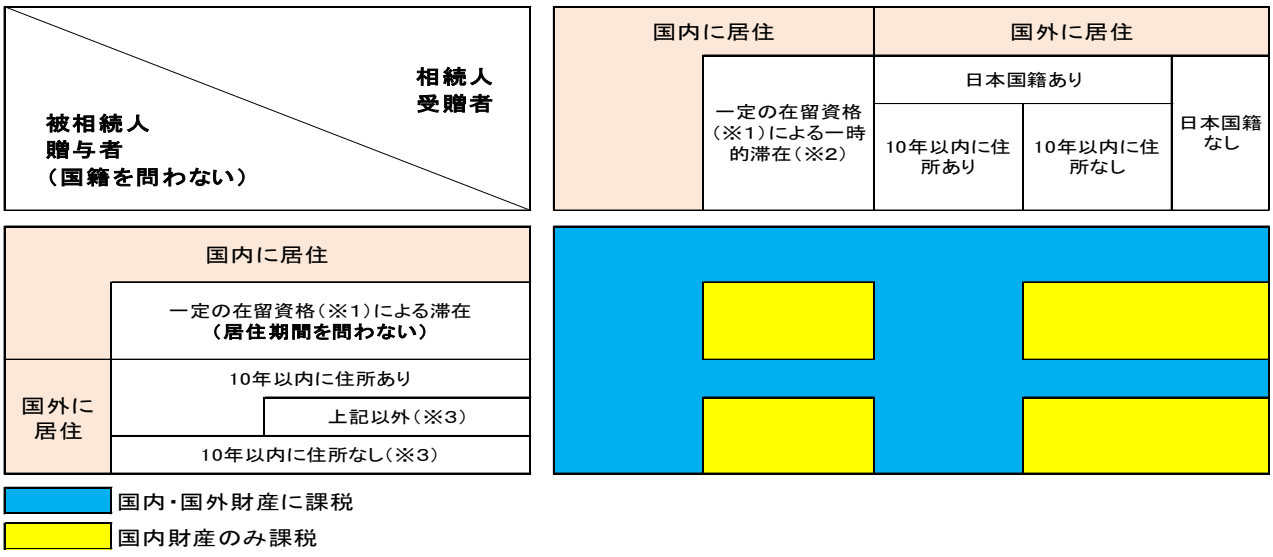

（※1）　出入国管理法別表第1の在留資格（高度専門職・経営管理・研究等）による滞在
（※2）　相続・贈与開始前15年以内において国内に滞在していた期間の合計が10年以下の者
（※3）　①相続・贈与開始前10年以内のいずれかの時に国内に住所を有していた外国人または
②相続・贈与開始前10年以内に住所を有していたことがない者

２．　被相続人が外国籍である場合の準拠法の適用

日本に居住していた被相続人が外国人（日本国籍を有していない）である場合、**その亡くなった外国人の本国法によるのが原則**です。したがって、**法定相続人の範囲や順位、相続分の遺産の承継方法など**、すべてその国の法律によって処理します。

要するに…

令和３年４月１日より高度人材である外国人の相続税・贈与税の課税範囲が変わりました。この改正で、高度人材の受け入れが促進されることが期待されています。なお、日本人の場合、**出国してから 10 年経過しないと国外財産は課税対象外とならない**のは従来通りです。